

第5 2回需給調整市場検討小委員会

第6 8回調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会

資料3 修正箇所 新旧対照表

(修正箇所部分を抜粋)

(2024 年 12 月 25 日修正分)

	修正前	修正後
P.20	【検討項目2】 閾値Xをどうするか (3 / 3) 20 - この点、アセスメント緩和対象を案B（定格の10.01%以下）、閾値Xは案b（定格の4.99%）としてアセスメント緩和を実施した場合、定格の0.56%以下の落札量の領域がアセスメントフリーとなる。 - これに対応するため、落札量が定格の0.56%以下のアセスメント許容範囲については、下図イメージの緑線のような補正を行うことで、アセスメント許容範囲が落札量より大きくなる領域が発生しないようにすることとしてはどうか。 - また、応動実績を適宜監視して、「指令に対して故意に応動しない等が確認された場合、通常の金銭的ペナルティならびに契約不履行ペナルティを科す」こととしてはどうか。 <アセスメント緩和後（イメージ）>	【検討項目2】 閾値Xをどうするか (3 / 3) 20 - この点、アセスメント緩和対象を案B（定格の10.01%以下）、閾値Xは案b（定格の4.99%）としてアセスメント緩和を実施した場合、定格の0.56%以下の落札量の領域がアセスメントフリーとなる。 - これに対応するため、落札量が定格の0.56%以下のアセスメント許容範囲については、下図イメージの緑線のような補正を行うことで、アセスメント許容範囲が落札量より大きくなる領域が発生しないようにすることとしてはどうか。 - また、応動実績を適宜監視して、「指令に対して故意に応動しない等が確認された場合、通常の金銭的ペナルティならびに契約不履行ペナルティを科す」こととしてはどうか。 <アセスメント緩和後（イメージ）> 【理由】 当該算定式の不等号に誤記がございましたので、修正しております。